

幸手市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱

平成20年3月25日告示第33号

平成21年3月31日告示第40号

平成21年9月10日告示第96号

平成26年6月18日告示第116号

（趣旨）

第1条 この要綱は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札において、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型入札」（電子入札システムにおける呼称は「ダイレクト入札」）という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 事後審査型入札の対象とする工事は、電子入札システムにより一般競争入札に付する工事で、入札参加資格の審査を入札執行後に行う工事として、市長が適当と認めたものとする。

（参加資格）

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (4) 幸手市契約規則（平成11年規則第25号）第22条の規定により幸手市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (5) 幸手市建設工事等入札参加者の資格及び審査会に関する規則（平成13年規則第12号）第2条に規定する幸手市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、対象工事に対応する業種で登載されている者であること。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、幸手市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成18年告示第120号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (7) 幸手市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成18年告示第119号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (8) 電子入札システムの利用登録が完了しているものであること。

2 前項に定めるもののほか、市長は必要があるとき認めるときは、次に掲げる事項に関する参加資格を定めることができるものとする。

- (1) 対象工事に対応する業種の格付区分
- (2) 対象工事に対応する業種の経営事項審査の総合評定値の区分
- (3) 対象工事に対応する業種の資格者名簿における資格審査数値の区分
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けた営業所の所在地
- (5) 一定基準を満たす同種又は類似の工事の施工実績
- (6) 当該工事に配置予定技術者の資格
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（公告内容等の決定）

第4条 入札参加者の資格及び告示の内容は、幸手市建設工事等指名業者選定委員会（以下「指名委員会」という。）の意見を聴き、市長が決定するものとする。

（入札の公告）

第5条 公告は、幸手市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）公告（様式第1号）を幸手市契約規則（平成11年規則第25号）第23条の規定による公告として市役所掲示場に掲示して行うとともに、電子入札システム及び幸手市ホームページに掲載するものとする。

（設計図書等）

第6条 設計図面、工事仕様書（金抜き設計書）、特記仕様書その他入札金額の見積に必要な図書（以下「設計図書等」という。）は、電子システム又は幸手市ホームページに掲示するものとする。

2 入札参加希望者からの質問及びその回答は、電子入札システムにより入札参加希望者に周知するものとする。

（現場説明）

第7条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

（入札参加）

第8条 入札参加希望者は、電子入札システムにおいて当該入札案件に対し競争参加資格確認申請書及びダイレクト入札参加申請書を市長が定める形式による電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

2 前項の競争参加資格確認申請書等を提出し、電子入札システムにおいて電磁的記録により作成された競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。

（入札保証金）

第9条 事後審査型入札の入札保証金は、免除する。

(入札金額見積内訳書)

第10条 入札参加者は、入札時に入札金額見積内訳書を提出しなければならない。

(入札の執行)

第11条 入札は1回とし、再度の入札はしないものとする。

2 入札に参加する者の数が1であるときは、入札を執行しないものとする。ただし、次の各号に掲げるときに、入札参加者の数が1になった場合はこの限りでない。

(1) 再度公告をしておこなった入札のとき

(2) 入札参加資格の審査の結果、参加資格を満たしていない者がした入札を無効としたとき

(3) 一抜け方式を適用した入札において、先に開札した入札の落札者がした当該入札への入札を無効としたとき

(不調時の取扱い)

第12条 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者又は予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札を行った者(以下「落札候補者」という。)がない場合は、日時を改めて一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付することができないときは、随意契約によることができるものとする。

2 前項による随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとする。

(入札の辞退)

第13条 入札を辞退しようとするときの手続は、市長が別に定める幸手市公共工事等電子入札運用基準によるものとする。

(入札の無効)

第14条 事後審査型入札が次の各号のいずれかに該当するときは、これを無効とする。

(1) 競争参加資格確認申請書又はダイレクト入札参加申込書を提出しない者がした入札

(2) 参加資格審査のために行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札

(3) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(4) 明らかに連合によると認められる入札

(5) 虚偽の競争参加資格確認申請書又はダイレクト入札参加申込書を提出した者がした入札

(6) 前各号に掲げるもののほか、公告に示す事項に反した者又は不正な行為をした者による入札

(落札決定の保留)

第15条 市長は、予定価格の制限の範囲内、入札した者(最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者)(以下「落札

候補者」という。)があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため落札決定を保留する。

(参加資格の審査に必要な書類の提出)

第16条 市長は、落札候補者のうち最低の価格をもって入札を行った者(以下「第1順位の落札候補者」という。)に対し、速やかに落札候補者通知書(様式第2号)によりファクシミリ又は電話により連絡し、次項に定める書類の提出を求めるものとする。

2 第1順位の落札候補者は、参加資格の有無を確認するため、一般競争入札参加資格等確認申請書(単体等にあつては様式第3号。特別共同企業体にあつては様式第4号。以下「確認申請書」という。)に一般競争入札参加資格等確認資料(単体等にあつては様式第5号。特別共同企業体にあつては様式第6号。以下「確認資料」という。)及び特別共同企業体にあつては特別共同企業体協定書(幸手市建設工事共同企業体取扱要綱(昭和63年訓令第19号)様式第7号をいう。)を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前項の書類は、第1項の提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日(土曜日、日曜日、休日及び年末年始(以下「休日」という。)を除く。)以内に持参により提出しなければならないものとする。

4 第1順位の落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認資料を提出しないとき、又は参加資格の審査のために市長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

(参加資格の審査)

第17条 市長は、入札参加資格要件に基づき、第1順位の落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者を失格とし、次に低い価格を提示した落札候補者(以下「次順位の落札候補者」という。)について審査を行う。この場合において、前条及び本項中「第1順位の落札候補者」とあるのは「次順位の落札候補者」と読み替えるものとする。入札価格の低い順に落札候補者について順次審査を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。

2 同額の入札を行った落札候補者がいる場合にはくじにより審査の順序を決定するものとする。

3 第1項の審査は、入札書、入札金額見積内訳書、確認資料等により行うものとする。

4 参加資格の審査は前条第4項に規定する確認資料の提出期限の翌日から起算して原則として3日(休日を除く。)以内に行わなければならない。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。

5 参加資格の審査は、入札参加資格審査結果調書(様式第7号)により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

(落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定)

第18条 市長は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより通知するものとする。

2 市長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適合通知書（様式第8号）により通知するものとする。

3 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなるときは、当該落札候補者は入札参加資格を満たさないものとする。

（入札参加資格を満たさないと認められた者に対する理由の説明）

第19条 入札参加資格不適合通知書を受領した者が、入札参加資格を満たさないとされたことに不服があるときは、前条第2項の通知の日の翌日から起算して原則として5日（休日を除く。）以内に、市長に対して入札参加資格を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

2 入札参加資格を満たさないとされた者が前項の説明を求めるときは、苦情申出書（様式第9号）を持参又は郵送により行うものとする。

3 市長は、第1項の説明を求められたときは、苦情申出書を受領した日の翌日から起算して原則として5日（休日を除く。）以内に、回答書（様式第10号）により回答するものとする。

4 当該苦情の申出は、第18条1項の事務の執行を妨げないものとする。

（補則）

第20条 この告示に定めるもののほか、事後審査型入札の試行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年6月18日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

幸手市告示第 号

幸手市建設工事請負一般競争入札(事後審査型)公告

建設工事について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については幸手市建設工事請負一般競争入札(事後審査型)試行要綱の規定によるものとする。

年 月 日

幸手市長

印

記

1 入札対象工事

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 工事期間 契約の確定の日から 年 月 日まで

(4) 予定価格 金 円

(5) 最低制限価格 金 円

(6) 工事概要

ア 目的

イ 規模及び構造

(7) 入札手続等の方法

本工事は、幸手市公共工事等電子入札運用基準に基づき資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により行う。

2 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は次に示す期間内に電子入札システムにより競争参加資格確認申請書に「ダイレクト入札参加申請書.pdf」ファイルを添付し提出する。

平成 年 月 日()午前 時 分から

平成 年 月 日()午後 時 分まで

3 入札執行の日時等

変更することがある。この場合は、電子入札システム上で案内する。

(1) 入札書提出期間

平成 年 月 日() 時 分から

平成 年 月 日() 時 分まで

(2) 開札日時

平成 年 月 日 () 時 分

4 入札に参加できる者の形態

(1) 単体企業とする。

(特別共同企業体による施工の場合は、以下の文言を加える。)

(2) この入札において、複数の共同企業体の構成員となることはできない。

(3) 経常共同企業体は、特別共同企業体の構成員となることはできない。

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(4) 幸手市契約規則(平成11年規則第25号)第22条の規定により幸手市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(5) 平成 年度幸手市建設工事入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に 工種の業種で登載されている者

(6) 当該工事の公告日から入札日までの期間に、幸手市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者

(7) 幸手市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱。に基づく指名除外措置を受けていない者。

(8) 電子入札システムの利用登録が完了している者であること。

(9) 工事の施工に当たり、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる者。なお、配置技術者は、一般競争入札参加資格等確認申請書の提出期限日の3ヶ月以前から恒常的な雇用関係にあること。

(10) 建設業法(昭和24年法律第100号)の 工事業にかかわる特定建設業の許可を受けている者であること。

(11) 告示日現在、幸手市建設工事入札参加資格者名簿において次のいずれかの要件を満たしている者

ア 幸手市内に本店若しくは契約の締結等の権限を委任された代理人を置く支店又は営業所を有する者で、資格者名簿に登載されている 工種のランクが 又は の者であること。

イ 埼玉県内に本店を有する者で、資格者名簿に登録されている 工事のランク
が であり、かつ総合数値が 点以上の者であること。

(12) 過去5年間に、官公庁（公社等も含む。）発注の同種・類似工事の施工実績を有して
いること。

6 入札参加資格の有無の確認

幸手市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要領に基づき入札執行後に確認す
る。

7 設計図書等

（ 電子入札システムへのファイル添付、市ホームページへのファイル添付等による設
計図書等の貸与を積極的に検討すること。以下市ホームページのファイル添付の例を
示す。）

設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）の貸与は、次のとおりとする。
システムの「発注図書ファイル」に掲載してあるアドレスからダウンロードしてください。
なお、これらを第三者に閲覧・貸与することを禁止します。

また、入札後における設計図書等の取扱いについては、自社又は積算に関与した下請業
者のパソコン、その他の記録媒体によるデータ及び紙等に関わらず、速やかに消去又は
破棄をしてください。

設計図書等の開示方法 当該工事名ファイルをダブルクリックし、パスワード（シ
ステムの「発注図書ファイル」に添付します。）を入力し開示してください。

8 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり、質問書を電子入札システムにより
提出すること。

(1) 受付期間

平成 年 月 日（ ）午前 時 分から

平成 年 月 日（ ）午前 時 分まで

（電子入札システムが稼働していない時間を除く。）

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、電子入札システム上で掲示する。

掲示期間

平成 年 月 日（ ）午前 時 分から

平成 年 月 日（ ）午前 時 分まで

（電子入札システムが稼働していない時間を除く。）

9 入札に関する注意事項

(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算
した額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額） をも

って落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書の提出する際に、入札金額見積内訳書を提出すること。
- (3) 入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しない。
- (4) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。
- (5) 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上あったときは、共同システムによる電子くじにより、落札者を決定するものとする。この場合、当該入札者はくじを辞退することはできない。
- (6) 一度提出した入札書の撤回又は訂正をすることはできない。

10 入札保証金

免除する。

11 契約の時期

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第14号)の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、仮契約書を取りかわし、議会の議決後に本契約を締結する。

12 契約保証金

落札者は契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。

13 支払条件

- (1) 前金払する。(その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、4,000万円を限度とする。) / しない。
- (2) 部分払
する。 / しない。

14 その他

- (1) 提出された確認申請書は返却しない。
- (2) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。
- (3) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 過去1年間に本県内で工事事故等を起こしたことがあり、かつ、市に通報していない場合は、入札書提出締切日の2日前までに申し出ること。

15 問い合わせ

- (1) 問い合わせ先
- (2) 電話番号

様式第2号(第16条関係)

第 号
平成 年 月 日

落札候補者通知書

様

幸手市長

(公印省略)

貴社が先に入札した下記工事について、貴社が落札候補者となりましたので、入札公告に示す一般競争入札参加資格等確認申請書に、一般競争入札参加資格等確認資料(及び特別共同企業体にあっては特別共同企業体協定書)を添えて、持参により提出してください。

記

公 告 日	平成 年 月 日
開 札 日	平成 年 月 日
工 事 名	
工事箇所	
提出期限	平成 年 月 日()午後4時まで
提 出 先	契約検査室 契約担当 担当者 電話

一般競争入札参加資格等確認申請書

年 月 日

(あて先) 幸手市長

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

業 者 I D

下記工事の入札公告に示された、一般競争入札参加資格等確認資料等を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公告年月日

年 月 日

2 工 事 名

3 工 事 場 所

4 連 絡 先

(1) 担当者所属・氏名

(2) 電話番号

一般競争入札参加資格等確認申請書

年 月 日

(あて先) 幸手市長

特別共同企業体の名称 _____

代表構成員 住 所

商号又は名称

代 表 者

印

構 成 員 住 所

商号又は名称

代 表 者

印

構 成 員 住 所

商号又は名称

代 表 者

印

下記工事の共同請負のため、特別共同企業体を結成したので、入札公告に示された一般競争入札参加資格等確認資料及び特別共同企業体協定書を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、各構成員とも地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公告年月日 年 月 日

2 工 事 名

3 工 事 場 所

4 連 絡 先

(1) 商号又は名称

(2) 担当者所属・氏名

(3) 電話番号

様式第5号(第16条関係)

(単体企業・経常共同企業体)

この様式は例示であるので、参加資格に応じて、適宜、内容を変更すること。

一般競争入札参加資格等確認資料

商号又は名称 _____

- 1 対象工事に対応する業種に係る発注標準額の業者区分(格付け)

- 2 対象工事に対応する業種に係るの許可(登録)年月日

- 3 建設業法に基づく許可を受けた主たる営業所所在地

経営事項審査の総合評定値通知書及び建設業許可申請書の写しを添付してください。

4 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績

代表構成員の商号又は 名称		
工 事 名 称 等	工 事 名 称	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 ~ 年 月
	受 注 形 態 等	単 体 / 共同企業体(出資比率 %)
工 事 諸 元 等		
技 術 的 特 記 事 項		

- (注) 1 過去___年間の同種・類似工事の施工実績について記入すること。
 2 共同企業体による施工の場合は、出資比率___%以上の工事に限る。
 3 施工実績を証する施行証明書、CORINS 登録の写し(竣工時カルテ受領書)又は契約書の写しのいずれかを添付してください。

5 当該工事に配置予定の技術者

技術者区分		
従事予定者名		
所属会社名		
生年月日(年齢)		
最終学歴		
法令による免許 (取得年月日) (登録番号等)		
現在の受持工事	工事名	
	施工場所	
	工期	年 月 ~ 年 月
	従事役職	
工事実績	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	年 月 ~ 年 月
	従事役職	
	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	年 月 ~ 年 月
	従事役職	
工事名		
発注機関名		
施工場所		
契約金額		

	工 期	年 月 ~ 年 月
	従 事 役 職	

- (注) 1 配置予定技術者の資格を証する書類（資格者証等の写し）
- 2 施工実績を証する施行証明書、CORINS 登録の写し（竣工時カルテ受領書）又は契約書の写しのいずれかを添付してください。

様式第6号(第16条関係)

(特別共同企業体)

この様式は例示であるので、参加資格に応じて、適宜、内容を変更すること。

一般競争入札参加資格等確認資料

特別共同企業体の名称 _____

1 対象工事に対応する業種に係る発注標準額の業者区分(格付け)

	商号又は名称	格付け
代表構成員		
構成員		
構成員		

2 対象工事に対応する業種に係る最初の許可(登録)年月日

	商号又は名称	許可(登録)年月日
代表構成員		年 月 日(許可/登録)
構成員		年 月 日(許可/登録)
構成員		年 月 日(許可/登録)

3 建設業法に基づく許可を受けた営業所所在地

	商号又は名称	所在地
代表構成員		
構成員		
構成員		

4 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績

代表構成員の商号又は名称		
工 事 名 称 等	工 事 名 称	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 ~ 年 月
	受 注 形 態 等	単 体 / 共同企業体(出資比率 %)
工 事 諸 元 等		

- (注) 1 過去__年間の同種・類似工事の施工実績について記入すること。
 2 共同企業体による施工の場合は、出資比率__%以上の工事に限る
 3 施工実績を証する施行証明書、CORINS 登録の写し(竣工時カルテ受領書)又は契約書の写しのいずれかを添付してください。

代表構成員の商号又は 名称		
工 事 名 称 等	工 事 名 称	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 ~ 年 月
	受 注 形 態 等	単 体 / 共同企業体(出資比率 %)
工 事 諸 元 等		

- (注) 1 過去__年間の同種・類似工事の施工実績について記入すること。
2 共同企業体による施工の場合は、出資比率__%以上の工事に限る
3 施工実績を証する施行証明書、CORINS 登録の写し(竣工時カルテ受領書)又は
契約書の写しのいずれかを添付してください。

代表構成員の商号又は 名称		
工 事 名 称 等	工 事 名 称	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 ~ 年 月
	受 注 形 態 等	単 体 / 共同企業体(出資比率 %)
工 事 諸 元 等		

- (注) 1 過去__年間の同種・類似工事の施工実績について記入すること。
2 共同企業体による施工の場合は、出資比率__%以上の工事に限る
3 施工実績を証する施行証明書、CORINS 登録の写し(竣工時カルテ受領書)又は
契約書の写しのいずれかを添付してください。

5 当該工事に配置予定の技術者

技術者区分		
従事予定者名		
所属会社名		
生年月日(年齢)		
最終学歴		
法令による免許 (取得年月日) (登録番号等)		
現在の 受持 工事	工事名	
	施工場所	
	工期	年 月 ~ 年 月
	従事役職	
工 事 実 績	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	年 月 ~ 年 月
	従事役職	
	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	年 月 ~ 年 月
	従事役職	
工事名		
発注機関名		
施工場所		
契約金額		

	工 期	年 月 ~ 年 月
	従 事 役 職	

- (注)
- 1 配置予定技術者の資格を証する書類（資格者証等の写し）
 - 2 施工実績を証する施行証明書、CORINS 登録の写し（竣工時カルテ受領書）又は契約書の写しのいずれかを添付してください。

様式第7号（第17条関係）

入札参加資格審査結果調書

工 事 名	
工 事 箇 所	
開 札 日	平成 年 月 日
落 札 候 補 者	

【資格要件】

入 札 参 加 資 格	適	否（理由： ）
資格者名簿への登載	適	否（理由： ）
経 営 事 項 審 査	適	否（理由： ）
指名停止中でない	適	否（理由： ）
工 事 成 績 点 数	適	否（理由： ）
資格審査数値や格付	適	否（理由： ）
本 店 所 在 地	適	否（理由： ）
施 工 実 績	適	否（理由： ）
配 置 予 定 技 術 者	適	否（理由： ）

【確認結果等】

上記のとおり落札候補者が 適格 ・ 不適格 であることを確認しました。

平成 年 月 日

確認者 職・氏名

注1 審査項目は、適・否のいずれかに 印を付し、否の場合はその理由を記載すること。

2 必要のない審査項目は抹消し、必要に応じ適宜審査項目を追加する。

様式第8号(第18条関係)

第 号
平成 年 月 日

入札参加資格不適合通知書

様

幸手市長

貴社が先に入札した下記工事について、貴社の入札参加資格を審査した結果、下記の理由により入札参加資格を満たさないと認めましたので通知します。

記

開 札 日	平成 年 月 日
公 告 日	平成 年 月 日
工 事 名	
工 事 箇 所	
入札参加資格を満たさないと認める理由	

< 苦情の申立てについて >

入札参加資格を満たさないと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求められますので、本通知の日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に苦情申立書を契約担当に提出してください。

様式第9号(第19条関係)

苦情申出書

平成 年 月 日

(あて先) 幸手市長

1 苦情申出者

住 所	
電 話 番 号	
商号又は名称	
代 表 者 氏 名	
建築業許可番号	

2 苦情申出の対象となる工事名

工 事 名	
-------	--

3 苦情のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

様式第10号(第19条関係)

第 号
平成 年 月 日

申出者
所在地
名称 様

幸手市長

回 答 書

平成 年 月 日付けで苦情申出があった件について、下記のとおり回答します。

記

1 苦情申出の対象とされた工事名

工 事 名	
-------	--

2 苦情のあった事項

3 2の主張の根拠とされた事項

4 回答内容

F A X送信表

送 信 先	幸手市役所 室
所 属	担当
担 当 者	
電 話	0 4 8 0 - 4 3 - 1 1 1 1 内線
F A X	